

# Risk Management

## リスクマネジメント

Chapter

6

## リスク

当社グループ事業の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項および投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しています。これらのリスクが顕在化した場合は、当社グループの事業活動全般に影響を及ぼす可能性があるとともに、業績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

リスクの内容	主な取り組み	I	II	III
<b>外部環境に関するリスク</b>				
<b>社会情勢等に係るもの</b>				
● 各国の政治的または経済的原因				
● 租税や通商制限の影響				
● 各国の習慣の違い				
● 自然災害(地震、火災、洪水・津波等)、戦争、暴動、テロ、感染症、ストライキ、その他の要因による社会的混乱	外部環境変化に係るものについては、グループ内での情報収集、外部機関との契約等を通じ、その予防・回避・影響の低減に努めています。			
● 当社製品・サービス及び社内インフラへのサイバー攻撃				
● 環境保護を含め、各国規制・制裁・特許などの把握不全ならびに新たな法・規制改正				
● COVID-19				
<b>為替・金利変動・株価変動に係るもの</b>				
● 急激・大幅な為替変動	為替・金利変動・株価変動に係るものについては、為替レートの変動に対応するため、為替予約契約の締結等を行っています。			
● 金利変動による利息増減、資産価値への影響				
● 株価変動				
<b>戦略に関するリスク</b>				
<b>市場・競合環境に係るもの</b>				
①コスト競争力	市場・競合環境に係るものについては、市場が要求する製品やサービス及びコスト低減要求に応じたコスト競争力強化に取り組んでいます。また、競争力優位性の確立のため、自社はもちろんのことお客様企業を中心に幅広い領域でのデジタルトランスフォーメーションによる新たな価値創造の実現に取り組んでいます。さらに、成果報酬型ビジネスやサービス提供型のリカーリングビジネスの実現に取り組むなどビジネスモデル変革を進めています。また、エネルギー関連においては、長期的視点でエネルギーシフト等の環境変化への取り組みが検討されており、そのような市場環境の変化へも対応を進めています。			
②デジタル技術の利活用による競争力優位性の確立				
③市場ニーズに合わせたビジネスモデル変革実現				
● ビジネス機会損失				
④気候変動への取り組みによる市場環境の変化				
● ビジネス機会損失、企業価値低下				
<b>戦略投資に係るもの</b>				
● 予期せぬ環境変化で想定した成果があがらない	戦略投資に係るものについては、主に新事業・新分野への進出に対する戦略的成長投資を重点的に強化する中で、案件の発掘から投資に至るプロセスの確実な実行と評価・検証精度の向上、投資後の迅速なビジネス立ち上げに取り組んでいます。			
● 投資後のビジネスが迅速に立ち上がりず、想定した成果をあげられない				
<b>研究開発に係るもの</b>				
● 市場ニーズや目標に適合しない	研究開発に係るものについては、計測・制御・情報の基礎研究、先端技術及びIoTやAI等のデジタル技術開発をもっとも重要な経営課題として位置付け、将来を見据えた新技術開発を継続的に推進しています。また、国際規格や国際標準の変化に適応し、SDGsに代表される持続可能な社会の実現に向けた取り組みを強化しています。さらに、競争力を維持するための製品技術やサービス革新の研究開発投資も継続的に行っており、成長可能性を持った製品やサービス分野の市場動向の把握にも努めています。			
● 適合しても革新的な技術を生み出さない、想定した成果をあげられない				
● 他社に先行されてしまう				
<b>人財の確保・育成に係るもの</b>				
● 必要人財が確保できない	人財の確保・育成に係るものについては、ソリューション提案能力を持つ人財、プロジェクトマネジメント能力とエンジニアリング能力を持つ人財、また、デジタル技術、新規事業に関する技術と知見を有する人財をグローバルに採用し、採用した人財の教育と訓練による育成を行っています。			
● 計画どおりの育成が達成できない				
<b>人権に係るもの</b>				
● 賠償責任を課される	人権に係るものについては、人権尊重についての方針を定めるとともに国連グローバル・コンバクトへの支持を表明するなど取り組んでいます。また、サプライチェーンにおける人権への取り組みについても指針を示し、国際的に求められている人権を支持して人権尊重に取り組んでいます。			
● 企業価値低下				
<b>保有資産の価値低下に係るもの</b>				
● 時価下落および収益性低下等に伴う資産価値低下				
<b>オペレーションに関するリスク</b>				
<b>製品の品質・供給に係るもの</b>				
● 製品あるいはサービスに欠陥が内在	製品の品質・供給に係るものについては、技術及びノウハウの蓄積と厳格な品質管理体制を展開しています。また、主要な電子部品等の市況動向について、日頃から情報収集して安定調達に努めるとともに、調達先の品質・納期等の管理を徹底し、特定の調達先への過度の集中・依存をさけるべく調達先の分散化等を進めています。			
● 欠陥に起因する損害が発生				
● 製品供給に遅延や停止が発生				
<b>プロジェクトマネジメントに係るもの</b>				
● 予期せぬ原価発生	プロジェクトマネジメントに係るものについては、受注に至る過程での採算見積りや納期までの採算管理の精度の向上、生産・品質管理の徹底など、不採算案件の発生防止に取り組んでいます。			
● 納期遅延等による賠償責任を課される				
<b>知的財産権に係るもの</b>				
● 重要な技術が使用できない	知的財産権に係るものについては、自社製品及びサービスの開発の中で知的財産権の保護と他社の権利の侵害防止に対する管理を徹底しています。			
● 賠償責任を課される				
● 企業価値低下				
<b>情報セキュリティに係るもの</b>				
● 賠償責任を課される	情報セキュリティに係るものについては、情報管理に関する管理体制の整備と教育を行っています。			
● 企業価値低下				

### \*主な関連項目

- 長期経営構想/中期経営計画「AG2023」において、それらの見直しおよび策定の背景として、主に政治・経済・社会・技術の動向(PEST)、お客様の動向、Process Automation業界の動向からリスクを検討。Yokogawa's Purpose、Vision statement、各種戦略などに反映。
- 財務面において、主に海外・国内経済の危機、自然災害発生、環境・エネルギー制約、感染症発生、新規事業の不振の観点でリスクシナリオを展開。安全性の検証、中長期バランスシートの想定、M&A等の判断に活用。
- 気候変動により起こる被害(物理リスク)として主に自然災害発生を、気候変動により起きる変化(移行リスク)として主に化石燃料由来のビジネス減少や気候変動対策の遅れ等を想定。TCFDを含む気候変動への取り組みを加速。

## リスクマネジメント

### ■リスク管理体制

グループにおける効果的なリスク管理を実現するため、リスク管理の統括責任をもつ代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しています。気候変動を含めた外部環境、戦略、品質、環境、安全衛生、危機管理、企業倫理などのグループの企業価値に影響をあたえる不確実性をリスクと定義し、「外部環境」「戦略」「オペレーション」の観点で分類・管理しています。

内部監査担当部署は、グループのリスク管理プロセスの有効性を評価し、重要な事項は取締役会及び監査役に年に2回報告しています。

なお、リスクが顕在化し、グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれがある危機が発生した際には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会にて対応にあたります。

### ■リスク評価とリスク管理の推進

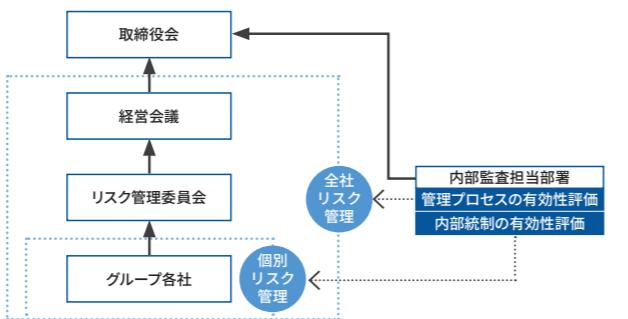
毎年、グループ各社においてそれぞれのリスクや対策等を洗い出すとともに、経営戦略や経営課題、外部のリスク環境なども踏まえ、リスク管理委員会が重点的に管理すべきリスク（重点管理リスク）を選定しています。その選定にあたっては、リスクの重大度を、影響度および発生可能性の面から評価しています。重点管理リスクに対する対策内容や対策の進捗については四半期ごとに確認し、リスク管理委員会でリスクの状況を評価するとともに、経営会議・取締役会に報告しています。また対策の見直しや改善点の洗い出しを実施し、翌年の重点管理リスクの選定に反映させています。

また、個社においては、洗い出したリスクに対して自律的にPDCAサイクルを回し、リスク管理を行っています。

## コンプライアンス

「コンプライアンス最優先」を礎とし、法令、条例、その他全ての社会規範を遵守し、高い倫理観をもって事業活動を行っており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。「YOKOGAWAグループ行動規範」には企業理念を実現していくために社員が遵守すべき「基本方針」と「行動規準」を定め、社員一人ひとりが取るべき具体的な行動を、「YOKOGAWAグループ コンプライアンス ガイドライン」に定めています。

また、コンプライアンス体制の整備と問題点の把握・対処のため、企業倫理担当部署を設置し、コンプライアンス経営を強力に推進しています。不正や不祥事を未然に防ぐために「不正をしない風土」と「不正をさせない仕組み」を構築し、健全で風通しの良い企業グループを目指すことで、投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの期待に応えていきます。



### リスク管理のPDCA



### PDCAサイクルによるコンプライアンス推進活動



## 内部統制

業務の適正性を担保しながら経営の効率化を進め、継続的な成長と企業価値向上を図るため、内部統制システムを構築し運用しています。

YOKOGAWAグループの最上位規定として「Group Management Standards(GMS)」を定め、各業務プロセスの役割および責任を明確にした上で、自律的統制活動をベースとする内部統制システムの実現を図っています。内部統制システムのうち、業務の適正性の観点から特に重要なプロセスについては、「企業倫理システム」「意思決定システム」「業務マネジメントシステム」「危機管理システム」「監査役監査の整備」からなる展開システムとしてまとめ、グループの統括責任体制を構築して運用しています。各プロセスの責任者は、グループ各社において内部統制の実効性・効率性が確保（維持改善）されるよう、監督・指導する責任を有します。

内部統制システムの運用においては、結果指標・行動指標を明確に定めてPDCAを回すとともに、内部監査担当部署が内部統制システムの有効性を内部監査し、重要な事項については取締役会および監査役に報告することとしています。

## 人権尊重

### ■YOKOGAWAグループ人権方針

すべての事業活動は人権の尊重を前提に成り立っており、私たちは、事業を展開する世界各国・地域でのさまざまな人権課題について理解を深め、その解決に積極的に関与することで、人々の尊厳が守られ、敬意が払われるよう力を尽くさなくてはなりません。その責務を果たすための指針として、「YOKOGAWAグループ人権方針」を定めています。本方針については、当社ウェブサイトにて開示しています。

<https://www.yokogawa.co.jp/about/yokogawa/sustainability/humanrights/>

### ■人権尊重のための体制

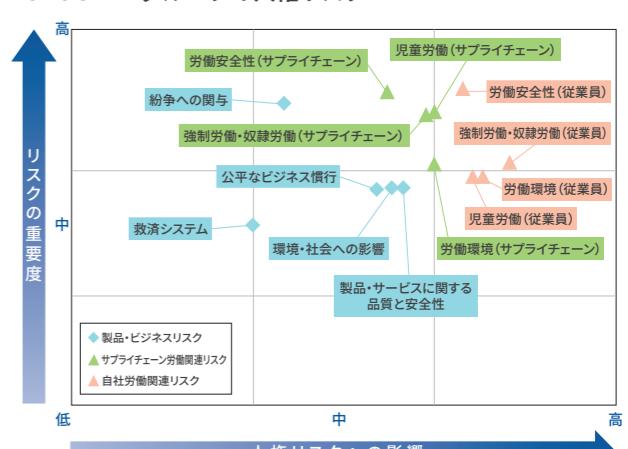
代表取締役社長をYOKOGAWAグループの人権に関する最高責任者とした社内体制を整備し、継続的な取り組みを実施しています。人権に関する担当者を選出した人権実務者会議が具体的な人権に関する取り組みを進めています。

### ■人権デューディリジェンス

YOKOGAWAは、事業活動、サプライチェーンおよびその他のビジネス上、人権に負の影響を与える可能性を特定、防止、軽減し、どのように対処するかについて説明責任を果たすための人権デューディリジェンスを進めています。

人権侵害を未然に防ぐ手段として、YOKOGAWAで働く人全てを対象とする「相談・通報窓口」を設けています。お客様やお取引先、地域社会など、あらゆるステークホルダーからの人権侵害に関する通報・相談については、ウェブサイトの「お問い合わせ」で受け付けています。人権に関する通報があった場合には、企業倫理担当部署と人事・調達・法務部門等が連携し、解決を図る体制を構築しています。

### YOKOGAWAグループの人権リスク



### ■2022年度の人権に関する主な取り組み

- ・社内の人権リスクアセスメント活動
  - ・重点サプライヤーへの人権デューディリジェンスの実施
  - ・サステナブル調達ガイドラインの改訂
  - ・グループ従業員に対する人権に関する教育・啓蒙の実施
  - ・人権に関する通報・相談窓口と救済措置
  - ・リスクマップの更新
- 2021年度の生産拠点に統一して、エンジニアリングの国内外33拠点に対し、「強制労働・奴隸労働」「労働安全衛生」「労働環境」などに関するSAQを実施しました。早急に対策を講じるべきリスクの高い拠点はないものの、人権侵害のリスク低減に向け、コミュニケーションを継続していきます。
- お取引先様によるSAQを用いた人権デューディリジェンスを実施しました。リスクの高い事業所を特定し、改善に向けたコミュニケーションを実施しました。
- 調達に関する国際基準などを確認し、サステナブル調達ガイドラインを改訂しました。
- 教育資料を多言語化するなど、受講促進に努めています。世界人権デーには、全社員向けの啓蒙コンテンツを配信しました。
- 日本国内の公益通報者保護法の一部改正に伴い、関連する社内規則を改定し、社員に周知しました。
- 外部環境の変化、社内での取り組みの進捗、今後の継続性を踏まえて社内で再評価を実施し、内容を反映したものに更新しました。

### ■国連グローバル・コンパクト

2009年に国連グローバル・コンパクトに署名し、提唱する人権・労働・環境・腐敗防止に関する10原則の支持を表明しており、ステークホルダーの皆様とも協力して10原則の実現に向けた取り組みを進めています。

### ■ISO26000

ISO26000は、国際標準化機構(ISO)が2010年11月に発行した、組織の社会的責任に関する国際規格です。グローバル市場でビジネスを行う企業としてISO26000を参照し、事業を通じた社会貢献や、環境・人権など、ステークホルダーの皆様の期待に配慮した活動を行っています。